

平成26年度特定保険医療材料に係る機能区分の見直し(案)

見直しの趣旨

現行の機能区分については、診療報酬改定に併せて必要に応じ見直しを行うこととしているが、臨床上的利用実態を踏まえる等の観点から、以下の11機能区分18項目について細分化等を実施することとする。

機能区分の見直し(案)一覧

番号	機能区分	見直しの詳細な内容
①	021 中心静脈用カテーテル (6)末梢留置型中心静脈カテーテル・逆流防止機能付き	シングルルーメンとマルチルーメンで別の機能区分とする
	歯注 ^{※1} 002	
②	059 オプション部品	再置換時に単独で用いられるヘッド部分を新たな機能区分として設定する
③	061 固定用内副子(プレート) (7)骨端用プレート(生体用合金I)	小児の内外反変形の矯正に用いるプレートを別の機能区分とする
④	093 人工喉頭 (1)音声回復用人工補装具	毎日の交換が不要なものを別の機能区分とする
⑤	094 気管・気管支ステント (1)一時留置型	Y字型のものを別の機能区分とする
⑥	127 人工心肺回路 (6)個別機能品 ⑦血液学的パラメーター測定用セル	血液ガス分圧センサー付きのものを別の機能区分とする
⑦	134 人工血管 (1)永久留置型 (計6区分)	生物由来材料を用いないものを別の機能区分とする

番号	機能区分		見直しの詳細な内容
⑧	166	外科用接着用材料	生物由来材料を用いないものを別の機能区分とする
⑨	歯 ^{※2} 046	歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液）	レジン系のものとガラスイオノマー系のものを別の機能区分とする
	歯矯 ^{※3} 034		
⑩	歯 049	歯科充填用材料Ⅰ	複合レジン系のものとガラスイオノマー系のものを別の機能区分とする
⑪	歯 050	歯科充填用材料Ⅱ	複合レジン系のものとガラスイオノマー系のものを別の機能区分とする

※1 歯注：歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）の第2章第6部に規定する特定保険医療材料

※2 歯：歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）の第2章第12部に規定する特定保険医療材料

※3 歯矯：歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）の第2章第13部に規定する特定保険医療材料

特定保険医療材料機能区分の見直し等（案）

①

【医科特材】

【歯科特材】

現在の機能区分	新機能区分（案）
<p>021 中心静脈用カテーテル (6) 末梢留置型中心静脈カテーテル・逆流防止機能付き</p>	<p>021 中心静脈用カテーテル (6) 末梢留置型中心静脈カテーテル・逆流防止機能付き <u>① シングルルーメン</u> <u>② マルチルーメン</u></p>
<p>歯注002 中心静脈用カテーテル (6) 末梢留置型中心静脈カテーテル・逆流防止機能付き</p>	<p>歯注002 中心静脈用カテーテル (6) 末梢留置型中心静脈カテーテル・逆流防止機能付き <u>① シングルルーメン</u> <u>② マルチルーメン</u></p>

<理由>

中心静脈用カテーテル標準型においては、シングルルーメンとマルチルーメンで機能区分が分かれており、それぞれ患者の状態に応じて必要な区分の製品を選択している。末梢留置型中心静脈カテーテルについても同様に、シングルルーメンとマルチルーメンで別の機能区分とする。

【医科特材】

現在の機能区分	新機能区分（案）
<p>059 オプション部品 (1) 人工股関節用部品 (2) 人工膝関節用部品 (3) 人工関節固定強化部品 (4) 再建用強化部品</p>	<p>059 オプション部品 (1) 人工股関節用部品 (2) 人工膝関節用部品 (3) 人工関節固定強化部品 (4) 再建用強化部品 <u>(5) 人工肩関節再置換用ステムヘッド</u></p>
<p>065 人工肩関節用材料 (1) 肩甲骨側材料 ① 標準型 ② 特殊型 (2) 上腕骨側材料 ① 標準型 ② 特殊型</p>	<p>065 人工肩関節用材料 (1) 肩甲骨側材料 ① 標準型 ② 特殊型 (2) 上腕骨側材料 ① 標準型 ② 特殊型 <u>(変更なし)</u></p>

<理由>

人工肩関節用材料の機能区分は、肩甲骨側材料と上腕骨側材料に分かれているが、再置換の際に上腕骨ヘッドのみ交換を行うことがあることから、保険請求上の混乱を避けるため、新たに上腕骨ヘッド単独での機能区分を設定する。

【医科特材】

現在の機能区分	新機能区分（案）
<p>061 固定用内副子（プレート） （7）骨端用プレート（生体用合金Ⅰ）</p>	<p>061 固定用内副子（プレート） （7）骨端用プレート（生体用合金Ⅰ） ① 標準型 ② 内外反変形矯正用（小児）</p>

<理由>

骨端用プレートは一般的に長管骨骨端部等の骨折の固定に使用されるプレートであるが、小児の内外反変形の矯正のみに用いるプレートについては、使用目的が異なることから、別の機能区分とする。

【医科特材】

現在の機能区分	新機能区分（案）
093 人工喉頭 (1) 音声回復用人工補装具 (2) 呼気弁	093 人工喉頭 (1) 音声回復用人工補装具 <u>① 一般型</u> <u>② 長期留置型</u> (2) 呼気弁

<理由>

音声回復用人工補装具は、喉頭摘出術後の患者の気管食道瘻に挿入し音声を回復する目的で使用する補装具であるが、患者自身が毎日洗浄・入れ替えを行うものと、医師が挿入し、数ヶ月間交換不要なものがあり、構造や使用方法が大きく異なるため、それぞれ別の機能区分とする。

【医科特材】

現行の機能区分	新機能区分案
094 気管・気管支ステント (1) 一時留置型 (2) 永久留置型	094 気管・気管支ステント (1) 一時留置型 <u>① ストレート型</u> <u>② Y字型</u> (2) 永久留置型

<理由>

気管・気管支ステントは、悪性腫瘍等による気道閉塞に対して、経口的に気管又は気管支に留置し気道の確保を行うものであるが、ストレート型のものとY字型のものがあり、構造が異なることから、それぞれ別の機能区分とする。

【医科特材】

現行の機能区分	新機能区分（案）
<p>1 2 7 人工心肺回路 (6) 個別機能品 ⑦ 血液学的パラメーター測定用セル</p>	<p>1 2 7 人工心肺回路 (6) 個別機能品 ⑦ 血液学的パラメーター測定用セル <u>ア 標準型</u> <u>イ ガス分圧センサー付き</u></p>

<理由>

血液学的パラメーター測定用セルは、回路中の血液学的パラメーターを連続的に測定するために用いられる専用セル又はセンサーであるが、P02、PC02、pH を含むパラメーターを測定できるセンサーを持つものについては、測定原理や構造が異なることから、別の機能区分とする。

【医科特材】

現行の機能区分	新機能区分（案）
<p>1 3 4 人工血管</p> <p>(1) 永久留置型</p> <p>① 大血管用</p> <p>ア 分岐なし</p> <p>イ 1分岐</p> <p>ウ 2分岐以上</p> <p>エ 腹大動脈分岐用</p> <p>② 小血管用</p> <p>ア 標準型</p> <p> i 外部サポートあり</p> <p> ii 外部サポートなし</p> <p>イ セルフシーリング</p> <p>ウ ヘパリン使用型</p> <p> i 外部サポートあり</p> <p> ii 外部サポートなし</p>	<p>1 3 4 人工血管</p> <p>(1) 永久留置型</p> <p>① 大血管用</p> <p>ア 分岐なし</p> <p> <u>i 標準型</u></p> <p> <u>ii 特殊型</u></p> <p>イ 1分岐</p> <p> <u>i 標準型</u></p> <p> <u>ii 特殊型</u></p> <p>ウ 2分岐以上</p> <p> <u>i 標準型</u></p> <p> <u>ii 特殊型</u></p> <p>エ 腹大動脈分岐用</p> <p> <u>i 標準型</u></p> <p> <u>ii 特殊型</u></p> <p>② 小血管用</p> <p>ア 標準型</p> <p> i 外部サポートあり</p> <p> ii 外部サポートなし</p> <p>イ セルフシーリング</p> <p>ウ ヘパリン使用型</p> <p> i 外部サポートあり</p> <p> ii 外部サポートなし</p> <p><u>エ 特殊型</u></p> <p> <u>i 外部サポートあり</u></p> <p> <u>ii 外部サポートなし</u></p>

<理由>

人工血管には一般的に生物由来原料が使用されるが、合成樹脂等を原料として生物由来原料を使用しない製品について、別の機能区分とする。

【医科特材】

現行の機能区分	新機能区分案
166 外科用接着用材料	166 外科用接着用材料 <u>(1) 標準型</u> <u>(2) 特殊型</u>

<理由>

外科用接着用材料は一般的に局所止血剤であるが、動物由来原料を用いるものと生物由来原料を用いないものがあり、生物由来原料を使用しないウレタン化合物を原料とする合成系止血剤については、別の機能区分とする。

【歯科特材】

現行の機能区分	新機能区分案
歯046 歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液）	歯046 歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液） <u>(1) レジン系</u> <u>(2) グラスアイオノマー系</u>
歯矯034 歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液）	歯矯034 歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液） <u>(1) レジン系</u> <u>(2) グラスアイオノマー系</u>

<理由>

現在、同じ区分に、レジン系材料・グラスアイオノマー系材料が記載されている。レジン系材料・グラスアイオノマー系材料はともに性状が異なり、使用方法や操作性も異なるため、別の機能区分として設定する。

【歯科特材】

現行の機能区分	新機能区分案
歯049 歯科充填用材料Ⅰ	歯049 歯科充填用材料Ⅰ <u>(1) 複合レジン系</u> <u>(2) グラスアイオノマー系</u>

<理由>

現在、同じ区分に、複合レジン系材料・グラスアイオノマー系材料が収載されている。複合レジン系材料・グラスアイオノマー系材料はともに性状が異なり、使用方法や操作性も異なるため、別の機能区分として設定する。

【歯科特材】

現行の機能区分	新機能区分案
歯050 歯科充填用材料Ⅱ	歯050 歯科充填用材料Ⅱ <u>(1) 複合レジン系</u> <u>(2) グラスアイオノマー系</u>

<理由>

現在、同じ区分に、複合レジン系材料・グラスアイオノマー系材料が収載されている。複合レジン系材料・グラスアイオノマー系材料はともに性状が異なり、使用方法や操作性も異なるため、別の機能区分として設定する。